大空町　子ども・子育て支援事業計画　【第３期】

概要版

令和７年３月　大空町

第１章　計画の策定にあたって

１　計画の位置づけ

大空町子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第６１条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

国から示された基本指針に即して、法の定めにより５年を１期として計画を定めることとなっています。

計画には、「子どものための教育・保育給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、「教育・保育を提供する区域」を定め、「区域ごとの量の見込み（必要利用定員総数)」や「確保方策」、「実施時期」「提供体制確保策」を記載することとなっています。

総合計画を上位計画に、子どもが心身ともに健やかに育つためのまちづくりの部門別計画となるものです。

２　計画の期間

法の規定により、５年を１期として策定することとされています。

本計画は、令和７年度から令和１１年度までの５年間の計画期間とします。ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。見直しを行った場合でも、計画期間については、令和１１年度までとします。

３　計画の策定にあたって

（1）計画を作成するための体制整備

計画の策定にあたっては、地域の関係団体・機関や保護者の代表等により構成される「子ども・子育て会議」を設置し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

（2）サービスの利用実態及びニーズの把握

地域における実情及び必要とするサービス量の把握を行うため、「ＷＥＢアンケート調査」を令和５年１２月から令和６年１月までの期間で行い、９４件の回答がありました。

第２章　大空町の子ども・子育てを取り巻く状況

１　人口などの動向

直近１０年間において、出生よりも死亡、転入よりも転出の数上回っていることが多く、毎年１００人前後の人口減となっています。特に令和２年以降、出生数が大きく減少しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所による推計によると、２０年後には３分の２となる約３，６００人に減少するとされています。

世帯数については、人口と比べると緩やかでありますが、減少傾向にあります。核家族化も進行しています。

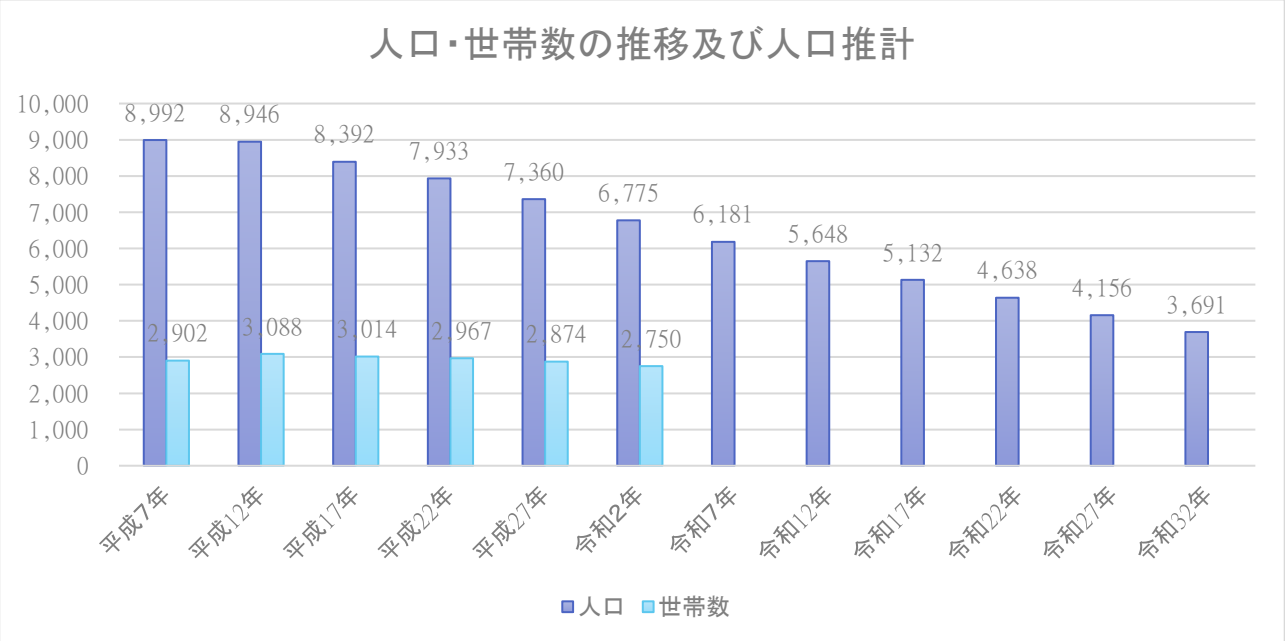

※資料：国勢調査（～Ｒ２）、国立社会保障・人口問題研究所による推計（Ｒ７～）

人口動態	自然動態			社会動態			その他の増減	全体増減	1/1人口
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減			
平成 26 年	55	98	−43	217	304	−87	−3	−133	7, 708
平成 27 年	45	114	−69	240	323	−83	−1	−153	7, 555
平成 28 年	40	111	−71	219	298	−79	1	−149	7, 406
平成 29 年	42	103	−61	238	305	−67	4	−124	7, 282
平成 30 年	49	108	−59	252	244	8	4	−47	7, 235
令和元年	48	111	−63	207	249	−42	0	−105	7, 130
令和 2 年	26	120	−94	203	278	−75	2	−167	6, 963
令和 3 年	30	121	−91	216	247	−31	2	−120	6, 843
令和 4 年	33	137	−104	257	230	27	5	−72	6, 771
令和 5 年	22	105	−83	207	268	−61	−1	−145	6, 626

※各年度の数値は、1 月 1 日～12 月 31 日の集計値

※外国人含む

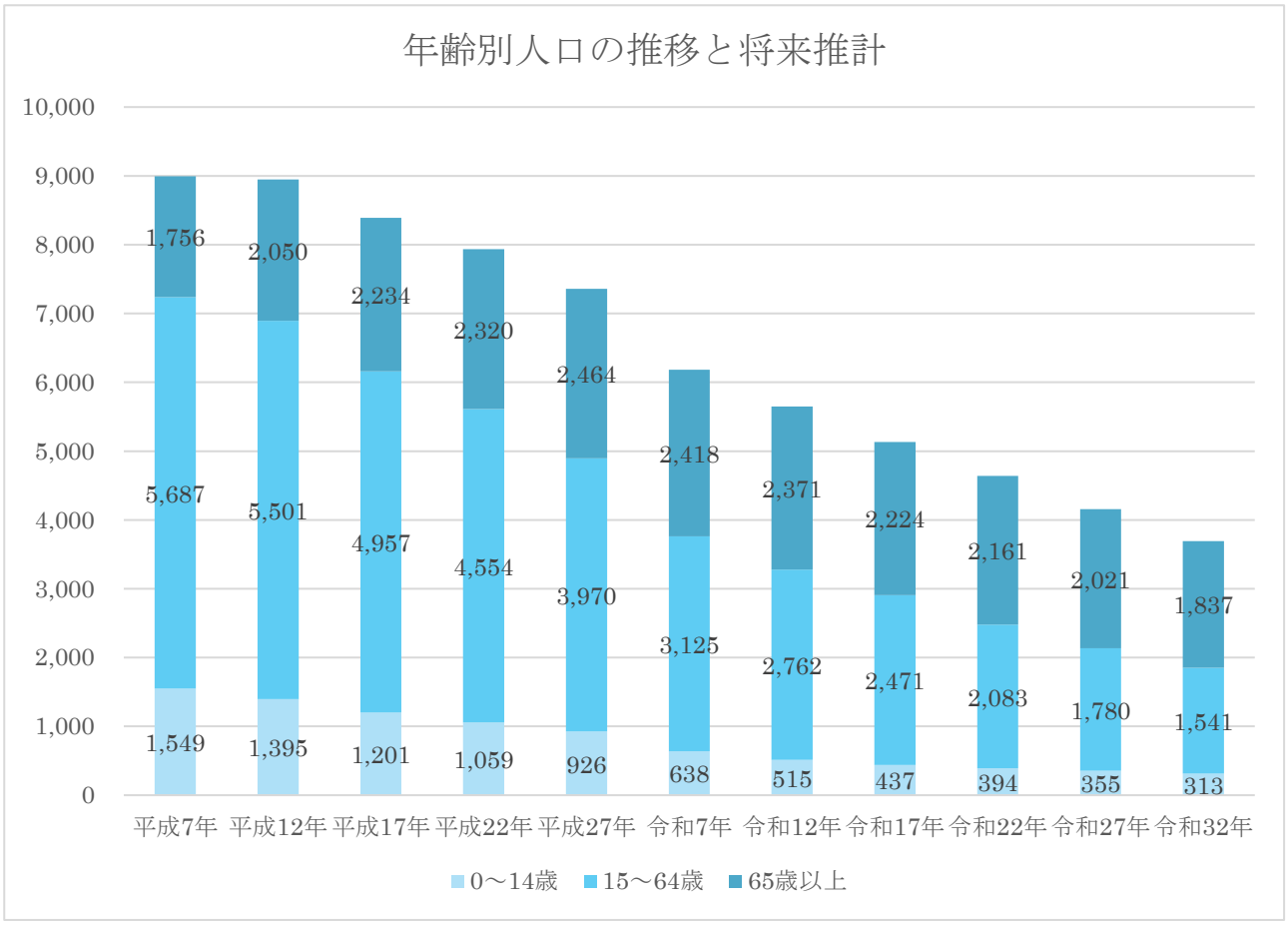

※資料：国勢調査（～Ｒ２）、国立社会保障・人口問題研究所による推計（Ｒ７～）

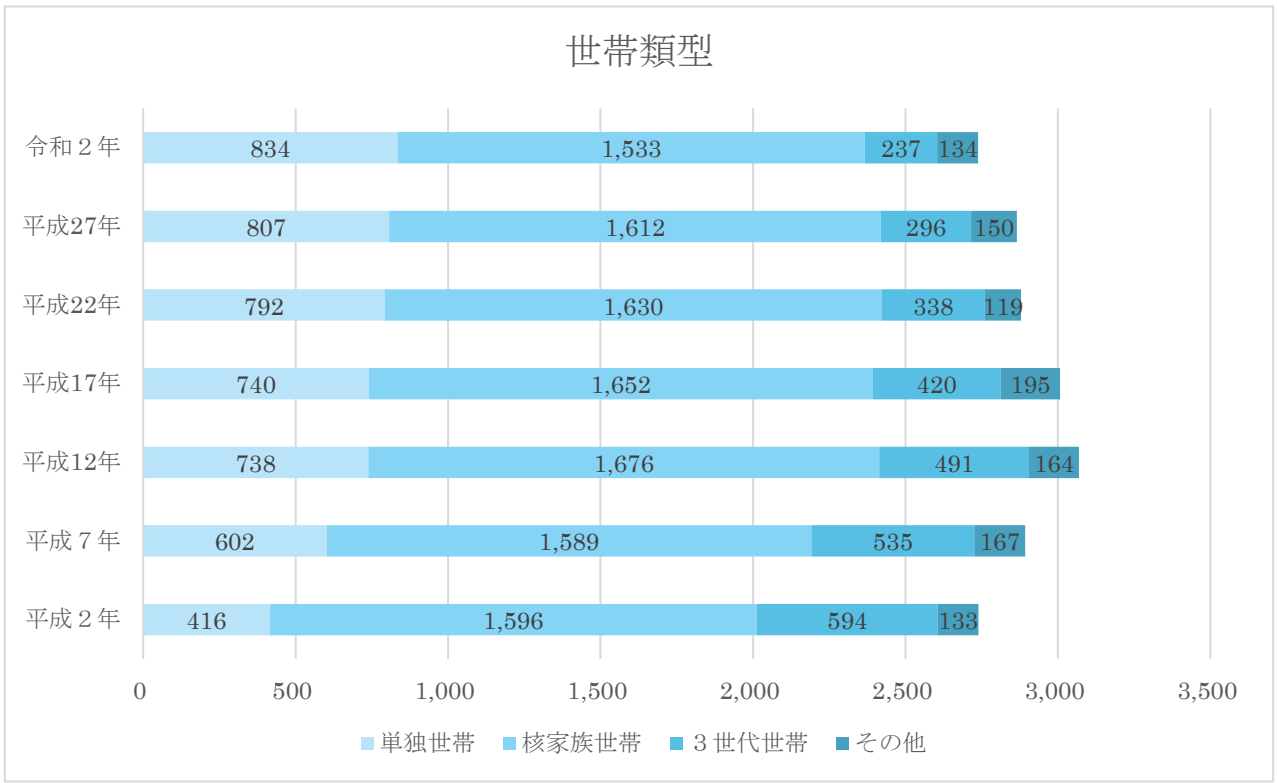

※資料：国勢調査

２　ニーズ調査結果の概要

（１）アンケートの回答状況等

女満別地区５９件、東藻琴地区３５件、計９４件（将来的に移住を検討している世帯を含む）より回答がありました。

子育てを主に行っているのかという設問には、「父母ともに」が約３分の２、「主に母親が」約３分の１と回答しています。

保護者の就労状況の設問では、父親はほとんど就労しており、母親の約４分の３が就労していると回答しています。

育児休業の取得状況では、母親は約 56%、父親は約 2%が取得したと回答しています。

（２）未就学児の教育保育施設（認定こども園等）の利用状況

○平日の利用状況

平日、教育保育施設を利用している方では、全て大空町の認定こども園を利用していると回答しています。

病児保育事業を利用したことがあると回答した方が 42%、延長保育事業を利用したことがあると回答した方が約 44%、一時預かり事業を利用したことがあると回答した方が約 28%います。

お子さんが病気やけがで、普段利用している教育・保育施設を利用できなかった場合には、回答者の約半分の方が父親もしくは母親のどちらかが休んだと回答しています。

○平日の利用希望

平日、教育保育施設を定期的に利用したいと考えている方のほとんどが町内の認定こども園の利用を希望しています。

病児保育事業を利用したいと回答した方が 60%、延長保育事業を利用したいと回答した方が約 70%、一時預かり事業を利用したいと回答した方が約 58%います。

○土・日・祝日及び夏休み・冬休みなどの長期休みの利用状況

土・日・祝日及び夏休み・冬休みなどの長期休みに、教育保育施設を利用している方では、ほとんどの方が大空町の認定こども園を利用していると回答しています。

回答した方では、忙しい時期のみの土曜日の利用と定期的に長期休みの期間を利用していると回答した方が多い状況です。

○土・日・祝日及び夏休み・冬休みなどの長期休みの利用希望

土・日・祝日及び夏休み・冬休みなどの長期休みに、教育保育施設の利用を希望している方は、ほとんどの方が大空町の認定こども園を利用したいと回答しています。

回答した方のうち、土曜日の利用希望は約 55%、日曜祝日の利用希望は約 41%、長期休業の利用希望は約 87%あります。

〇一時預かり事業の利用希望

現在は、教育・保育施設等利用していないが、一時預かり事業を利用したことがあると回答した方は、60%いました。

また、将来的に一時預かり事業を利用したいと回答した方は、65%いました。

〇認定こども園に対する意見

認定こども園に対しては、２６件と多くの意見をいただきました。

特に女満別地区において、近年、３歳未満児の利用希望が定員より多いため、利用できない期間もあり、３歳未満の受け入れ希望、一時預かりの利用希望、職員採用・職員配置、入園者の選考など利用に関する意見等が多くみられます。

（３）地域子育て支援拠点事業（わんぱくクラブ、あそびのひろば）

地域子育て支援拠点事業（わんぱくクラブ、あそびのひろば）を利用していると回答したでは、利用回数はひと月あたり週 1～2 日、月 1～3 日と回答した方が多いです。

今後の利用希望についての回答では、約 56%の方が今後も利用したいとの希望があります。

この事業に対する意見では、開設時間を長くしてほしい。事業内容を改善してほしいとの声があります。

（４）小学生の放課後の過ごし方

小学校低学年、小学校高学年ともに放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいかという設問の回答では、児童センター・児童クラブ、自宅、習い事(ピアノ教室、少年団活動、学習塾など)の順番で希望が多いです。

放課後児童クラブに対する意見では、女満別・東藻琴の児童館・児童クラブの差の解消、活動内容の充実、利用時間の延長を望む声があります。

そのほかの事業に対する意見では、子どもワールドの日数の増加、午後６時以降の預ける場所の設置、学習塾、各種教室の開催を望む声があります。

（５）障がい・発達

障がいに気づいたきっかけや障がい福祉サービスを利用したきっかけは、「本人に接していてなんとなく」「認定こども園や学校から話があった」の回答が多いです。

今後利用したいサービスでは、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」の利用希望があり、障がい福祉に児童発達支援の大空町での整備を望む声もあります。

※別に実施された障がい者福祉計画アンケート回答状況も加味しています。

（６）子育て環境

大空町が子育てしやすい町だと思うかという設問に対して、「そう思う」「どちらかというとそう思う」の合計は約 58%となっています。

子育てをしやすいまちづくりのために、今後どのようなことが最も重要かという設問に対して、「小児医療体制の充実」「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」「認定こども園の充

実」「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」「子育てへの経済的支援の充実」を望む声が多いです。

３　課題の整理

計画の策定にあたり、第３章で記載している各種事業の実績データ及びニーズ調査結果から読み取れる子育てに関しての課題について次の通り整理をしました。

（１）少子化の影響

大空町の人口は一貫して緩やかに減少しており、特に 14 歳以下の年少人口の減少率が高くなっています。

特に令和２年以降の出生数が大きく減少しています。

（２）子育て家庭の仕事をサポートする体制づくり

子どもが低年齢児の頃から両親共働き世帯の割合が高まっています。出生数は減少傾向にありますが、町内の認定こども園において、３歳未満児の定員よりも申込数が上回り、希望する認定こども園を利用できない状況にあります。

また、ニーズ調査からも、認定こども園や放課後児童クラブを利用したい希望や充実を求める声が特に多く、今後も、仕事との両立をサポートする子育て支援が求められています。

（３）既存施設やサービスの周知

「地域子育て支援拠点事業（わんぱくクラブ、あそびのひろば）が知られていないのではないか」などの意見が、ニーズ調査の自由回答で寄せられています。

各種サービスの周知を行うとともに、めちゃいると館やのんきっず館などの既存施設の活用を促進します。

（４）早期療育に向けた体制づくり

年々療育手帳取得者が増えています。未就学児の訓練を実施する児童発達支援や児童の預かり及び訓練を実施する放課後等デイサービスが町内でサービスを提供する事業所が無く、町外の事業所を利用する必要があります。さらに供給量が少ないため、利用したい量のサービスを利用できません。

そのような状況から、本計画ニーズ調査及び障がい者福祉計画アンケートでは、放課後等デイサービス事業及び児童発達支援事業を町内での開設を要望する声が多く寄せられており、町内でのサービス提供を求められています。

第３章　量の見込みと提供体制

昨年度実施したニーズ調査、現在の状況、国の指針を勘案し、量の見込みを算出しました。

１　幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制　（計画２０ページ～）

	女満別地区								
	実績			推計					
	令和５年度			令和７年度			令和１１年度		
	１号	２号	３号	１号	２号	３号	１号	２号	３号
① 実績値	39	62	24	19	58	26	17	51	30
② 確保量	25	53	27	25	53	27	25	53	27
②－①	△14	△9	3	6	△5	1	8	2	△3
実施 個所	１か所			１か所			１か所		

	東藻琴地区								
	実績			推計					
	令和５年度			令和７年度			令和１１年度		
	１号	２号	３号	１号	２号	３号	１号	２号	３号
① 実績値	10	31	14	7	20	11	5	15	10
② 確保量	10	32	18	10	32	18	10	32	18
②－①	0	1	4	3	12	7	5	17	8
実施 個所	１か所			１か所			１か所		

認定区分	定　義
１号認定	満３歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども
２号認定	満３歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
３号認定	満３歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

２　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制（計画２２ページ～）

事業名	区域	期間	実績	見込量推計		確保方策
			令和 5年度	令和 7年度	令和 11年度	
利用者支援に関する事業	大空町	年	実施	実施	実施	関係機関と連携のもと必要な情報提供や助言等を行います。
地域子育て支援事業	女満別	月	157人日	200人日	200人日	めちゃいると館やのんきっず館を活用し、本事業を推進します。
	東藻琴	月	47人日	150人日	150人日	
妊婦健康診査	大空町	年	363人回	363人回	363人回	公費による一部負担（14 回分）を継続します。
乳児家庭全戸訪問事業	大空町	年	26人	32人	32人	全戸訪問を継続します
養育支援訪問事業等	大空町	年	3人	5人	5人	関係機関が十分に連携し、細かな連絡調整を速やかに実施できる体制づくりに取り組みます。
ファミリーサポートセンター	大空町	年	2人日	10人日	10人日	適切な情報提供を行うとともに、希望に沿った利用につながるように連絡・調整を行います。
一時預かり事業（幼稚園型）	女満別	年	346人日	700人日	700人日	柔軟な保育ニーズの受け皿にもなることから、事業を推進します。
	東藻琴	年	683人日	700人日	700人日	
一時預かり事業（一般型）	女満別	年	227人日	700人日	700人日	
	東藻琴	年	51人日	700人日	700人日	
時間外（延長）保育事業	女満別	年	191人日	360人日	360人日	ファミリーサポートセンターの利用とともに、推進します。
	東藻琴	年	106人日	360人日	360人日	
病児保育事業	大空町	年	297人日	350人日	350人日	ニーズ量に対応できるよう、事業を推進します。

事業名	区域	期間	実績	見込量推計		確保方策
			令和 5年度	令和 7年度	令和 11年度	
放課後児童健全育成事業	女満別	年	113人	106人	78人	現行体制維持を基本とします。
	東藻琴	年	43人	40人	26人	
妊婦等包括相談支援事業	大空町	年		96人回	96人回	ニーズ量に対応できるよう、事業を推進します。
産後ケア事業	大空町	年		64人日	64人日	ニーズ量に対応できるよう、事業を推進します。

以下の事業については、実施予定はありません。

●子育て短期支援事業
●実費徴収に係る補足給付を行う事業
●多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
●子育て世帯訪問支援事業
●児童育成支援拠点事業
●親子形成支援事業

事業名	事業概要
利用者支援に関する事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うこと、子どもや保護者から利用にあたっての相談に応じ、適切なサービスを選択し円滑に利用できるよう必要な情報提供・助言を行うこと、関係機関との連絡調整等が主たる事業内容です。大空町においては、大空町子育て世代包括支援センター（福祉課内）を窓口として、関係機関と連携のもと必要な情報提供や助言等を行います。
地域子育て支援事業	地域の身近な場所において、乳幼児親子が気軽に集える場を提供し、親子の交流や学びの講座、育児相談等を行う事業です。大空町においては、めちゃいるど館（女満別地区）及びのんきっず館（東藻琴地区）の各地区で１カ所ずつ実施しています
妊婦健康診査	妊婦健康診査は、妊娠が正常に経過していることを確認し、疾病や異常の早期発見、妊娠中に発症する各種合併症の発症予防等、母児共に健全な状態で、妊娠・出産を終えられるよう実施するものです。 妊婦を対象とした個別健診を実施し、その診査費の一部（一人あたり１４回分）を公費負担することにより、安全・安心な出産を支援しています。
乳児家庭全戸訪問事業	母親のメンタルヘルス支援を重点において、新生児・乳児とその親を対象に、保健師が家庭訪問指導を実施しています。
養育支援訪問事業等	新生児、産婦訪問による母子の状況に応じ、ケース対応会議を行い、養育支援が必要と考えられた家庭に対しては、専門的な訪問指導を継続的に実施します。 また、要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関等と連携・協議して、児童虐待の予防、早期発見及び児童虐待を受けた児童への迅速かつ適切な対応を実施しています。
ファミリーサポートセンター	乳幼児や児童の送迎や一時預かりなど育児の援助を「行いたい人（援助会員)」と「受けたい人（利用会員)」からなる相互援助活動について連絡・調整を行い、子育て支援を行う事業です。大空町においては、社会福祉協議会へ運営委託することにより１カ所で実施しています。
一時預かり事業	園児の「一時預かり事業」は、通常の教育時間後や、長期休業期間中などに、希望する在園児を対象に保育を行う事業です。大空町においては、社会福祉協議会に運営委託することにより、認定こども園において実施しています。
時間外（延長）保育事業	保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の保育時間を超えて預かりを行う事業です。 大空町においては、社会福祉協議会に運営委託することにより、認定こども園において実施しています。
病児保育事業	園児が登園後に体調不良となった場合において、保護者が迎えに来るまでの間、認定こども園に付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育等をする事業です。 大空町においては、社会福祉協議会に運営委託することにより、認定こども園において実施しています。

事業名	事業概要
放課後児童健全育成事業	保護者や同居親族の就労または疾病等により家庭が昼間留守等になる児童を対象に、授業の終了後など一定時間指導し、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。大空町においては、２カ所の放課後児童クラブにおいて実施しています。
妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談等により、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握するほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業
産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業
子育て短期支援事業	保護者が、疾病・疲労等身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、保護を適切に行うことができる児童養護施設等において養育・保護を行う事業です。現在、本町では該当施設が無いため、実施していません。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	教材費、園外活動等の行事費、副食材料費等は実費負担にかかる費用として、保護者同意の下、施設が独自に徴収することができます。この実費徴収に対して、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	新規参入の事業者があった際に、巡回支援等の支援事業の実施に向けて検討します。
子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊婦等、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。
親子形成支援事業	児童との関わりや子育てに悩み・不安を抱えた保護者に対して、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設け、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。